

## 和光市市民協働推進センター図書資料貸出規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和光市市民協働推進センター（以下「センター」という。）が所有する図書資料（以下「図書」という。）のうち、市民活動の推進を図るための図書の貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出図書)

第2条 貸出図書は、別表のとおりとする。

(貸出対象者)

第3条 図書の貸し出しを受けることができる者は、和光市に在住、在勤又は在学する者と、和光市内で活動する団体に所属する者とする。

(貸出期間)

第4条 貸し出しの期間は、原則として2週間とする。ただし、特に理由があると認めた場合で他に貸出予約のない場合に限り、更に必要な日数の延長を認めることができる。

(貸出数量)

第5条 貸し出しの数量は、原則として1人2冊までとする。

(使用料)

第6条 図書の貸し出しは、無料とする。

(貸出申請)

第7条 図書の貸し出しを受けようとする者は、別途様式（図書貸出カード）をセンターに提出するものとする。

(借受者の注意義務)

第8条 借受者は、貸し出しを受けた図書を、十分な注意義務を持って管理しなければならない。

2 借受者は、貸し出しを受けた図書について、センターの許可なしに第三者に転貸してはならない。

3 借受者は、故意又は過失によって貸し出しを受けた図書を紛失、汚損等したときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報保護)

第9条 この規則により発生する個人情報については、和光市個人情報保護条例に基づき取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成27年12月9日から施行する。